

# よなごを元気に！飲食店応援事業に係る覚書

令和3年 月 日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司 印

乙

印

甲と乙とは、よなごを元気に！飲食店応援事業（以下「本事業」という。）の実施について次のとおり覚書を交換し、その交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

## 1 期間

- (1) 本事業を実施する期間は、令和3年 月 日から同年11月30日までとする。
- (2) (1)にかかわらず、甲は、必要に応じ、本事業を実施する期間を延長することができる。この場合において、甲は、当該延長する期間を書面により乙に通知するものとする。

## 2 対象飲食店

- (1) 本事業の対象となる飲食店（飲食物を調理し、その場で客に飲食をさせる店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
  - ア 米子市内に所在し、乙が営業するものであること。
  - イ 鳥取県新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）の認証を受け、又は鳥取県の新型コロナウイルス感染予防対策協賛店（以下「協賛店」という。）の登録を受けていること。
  - ウ 当該飲食店につき認証店の認証を受けていない場合には、接待（甲が別に定める接待の行為をいう。）を伴う店舗に該当しないこと。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者が経営に関与する飲食店は、本事業の対象としない。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者
  - イ 法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する事業を行っている者
  - ウ ア及びイに掲げる者のほか、甲が適当でないと認める者

## 3 参加飲食店の承認等

- (1) 乙は、本事業に参加させようとする飲食店について、甲が定めるところにより甲に届け出て、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 甲は、乙がこの覚書に違反したときは、乙に対し、(1)の承認を取り消し、5の(1)の負担金の支払を拒否し、又は当該違反に起因して甲に生じた損害の賠償を請求することができる。

## 4 会計額の割引

- (1) 乙は、次に掲げる要件の全てを満たす者が、3の(1)の承認を受けた飲食店（以下「参加飲食店」という。）において、当該承認の日から当該参加飲食店につき6により設けられた本事業の実施を終了させる時期が到来するまでの間（6の(2)の後段により本事業の実施を再開したときは、6の(1)

のイに定める時期が到来したことにより本事業の実施が終了した日の翌日から当該再開の日の前日までの期間を除く。)に飲食をした場合において、当該飲食に係る会計額から、当該飲食をした者1人につき500円を割り引くものとする。

ア 米子市に在住する個人又は米子市に在住する者を含む4人以内で構成されるグループであってその構成員全員が日頃から対面している関係にあるものであること。

イ 当該飲食をした者1人当たりの会計額が、1,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上であること。

(2) 乙は、(1)による割引の適用を受けようとする者に対し、よなごを元気に!飲食店応援事業利用申込書を提出させるものとする。

## 5 負担金の支払

(1) 甲は、乙に対し、乙が4の(1)により割り引いた額について、負担金を支払うものとする。

(2) (1)の負担金(以下「負担金」という。)の額は、500円に、当該飲食をした者の人数を乗じて得た額の合計額とする。

(3) 乙は、甲が定める期間に、負担金の支払を甲に請求するものとする。

(4) (3)による請求は、甲が定める様式の請求書により行うものとする。この場合において、当該請求書には、4の(2)の申込書(5)において「申込書」という。)を添付しなければならない。

(5) (4)の請求書に記載された額と申込書を基に精算した額との間に相違がある場合は、甲において算定した額をもって負担金の額とするものとし、乙は、これに同意するものとする。

(6) 負担金は、乙が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

## 6 参加飲食店ごとの本事業の終了時期

(1) 1の(1)に定める期間(1の(2)により当該期間が延長されているときは、当該延長後の期間。以下同じ。)内において、参加飲食店ごとに、本事業の実施を終了させる時期を設けるものとし、その時期は、次のア又はイに掲げる参加飲食店の区分に応じ、それぞれア又はイに定める日とする。この場合において、当該参加飲食店がア及びイに掲げる参加飲食店のいずれにも該当するときは、当該参加飲食店について本事業の実施を終了させる時期は、アに定める日とする。

ア 認証店である参加飲食店 4の(1)により割り引いた額の合計額が60万円を超えた日

イ 協賛店である参加飲食店 4の(1)により割り引いた額の合計額が20万円を超えた日

(2) 協賛店である参加飲食店が1の(1)に定める期間内に認証店の認証を受けたときは、当該認証の日をもって、当該参加飲食店について本事業の実施を終了させる時期を(1)のアに定める日に変更するものとする。この場合において、当該参加飲食店について(1)のイに定める時期が到来したことにより本事業の実施が終了しているときは、当該認証の日をもって本事業の実施が再開されるものとする。

## 7 報告等

甲は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは資料の提出若しくは提示を求め、又は実地に調査をすることができる。この場合において、乙は、これに従い、及び協力しなければならない。

## 8 個人情報の保護

(1) 乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報を、本事業を実施し、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する目的以外の目的のために使用してはならない。

(2) 乙は、本事業の実施に当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正かつ厳重に管理しなければならない。

## 9 管轄

この覚書に関する紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。